

第五種共同漁業権漁場計画案一覧表(内水面) \* 宍道湖・神戸川・神西湖については、1種共同(シジミ)あり。

現在の 免許番号	現在の 免許名義人	漁場の位置	漁場の区域	関係(地元)地区	漁業の種類及び漁業時期														存続期間	条件
					しじみ 1/1~12/31	あゆ 1/1~12/31	こい 1/1~12/31	ふな 1/1~12/31	うなぎ 1/1~12/31	うぐい 1/1~12/31	わかさぎ 1/1~12/31	おいかわ 1/1~12/31	すずき 1/1~12/31	しらうお 1/1~12/31	やまめ 1/1~12/31	ごぎ 1/1~12/31	えび 1/1~12/31	もぐずがに 1/1~12/31		
内共第1号	宍道湖漁業協同組合	宍道湖	別紙6参照	松江市(島根町、美保関町、八雲町、東出雲町を除く)、出雲市	○		○	○	○			○		○	○		○		平成25年9月1日から令和5年8月31日	別紙6参照
内共第2号	斐伊川漁業協同組合	斐伊川	別紙6参照	雲南市、奥出雲町		○	○	○	○	○						○	○	○	平成25年9月1日から令和5年8月31日	別紙6参照
内共第3号	神戸川漁業協同組合	神戸川	別紙6参照	出雲市(平田町、多伎町、湖陵町、斐川町を除く)、大田市山口町、飯南町、雲南市掛合町波多	○	○	○	○	○					○		○	○	○	平成25年9月1日から令和5年8月31日	別紙6参照
内共第4号	神西湖漁業協同組合	神西湖	別紙6参照	出雲市東神西町・西神西町・神西沖町・大島町・湖陵町	○		○	○	○					○	○		○	○	平成25年9月1日から令和5年8月31日	別紙6参照
内共第5号	江川漁業協同組合	江の川	別紙6参照	川本町、美郷町、邑南町、江津市、大田市祖式町、飯南町井戸谷・塩谷		○	○		○	○				○	○		○	○	平成25年9月1日から令和5年8月31日	別紙6参照
内共第6号	八戸川漁業協同組合	八戸川	別紙6参照	邑南町市木・日貴、浜田市旭町・金城町今福・久佐・追原		○	○		○						○	○			平成25年9月1日から令和5年8月31日	別紙6参照
内共第7号	周布川漁業協同組合	周布川	別紙6参照	浜田市金城町・弥栄町		○			○						○	○			平成25年9月1日から令和5年8月31日	別紙6参照
内共第8号	三隅川漁業協同組合	三隅川	別紙6参照	浜田市三隅町・弥栄町、益田市美都町		○	○		○						○	○		○	平成25年9月1日から令和5年8月31日	別紙6参照
内共第9号	高津川漁業協同組合	高津川	別紙6参照	益田市、吉賀町、津和野町		○	○		○					○	○		○		平成25年9月1日から令和5年8月31日	別紙6参照

## 内水面漁場の区域（第五種共同）

### 内共第 1 号

宍道湖一円並びに次のア、基点第 1 号及びイを結ぶ線以西の大橋川（剣先川、八間川及び手古川を含む。）、朝酌川、セソから下流の京橋川、天神川、権太夫川、タチから下流の馬橋川、ウエ以南の佐陀川、キクから下流の五右衛門川、ケコから下流の新建川、オカから下流の忌部川、基点第 6 号とサを結ぶ線から下流の斐伊川及び平田船川（シスから下流の湯谷川を含む。）

基点第 1 号 松江市竹矢町地内塩楯島東端に設置し

基点第 2 号 松江市鹿島町恵曇地内湊橋右岸下流つけ根に設置した標柱

基点第 3 号 松江市乃白町地内福富井堰右岸下流つけ根に設置した標柱

基点第 4 号 出雲市斐川町黒目地内相生橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第 5 号 出雲市斐川町三纏地内山陰本線新建川鉄橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第 6 号 出雲市上島町地内に設置した標柱（出雲市斐川町阿宮字上阿宮地内赤川と斐伊川の合流の地点。）

ア 基点第 1 号から 354 度の線と対岸と

イ 基点第 1 号から 174 度の線と対岸との交点

ウエ 基点第 2 号湊橋下流端の線

オカ 基点第 3 号福富井堰下流端の線

キク 基点第 4 号相生橋下流端の線

ケコ 基点第 5 号山陰線新建川鉄橋下流端の線

サ 基点第 6 号から 349 度の線と対岸との交点

シス 出雲市平田町地内中の島大橋下流端の線

セソ 松江市東本町、学園南東橋下流端の線

タチ 松江市東津田町地内山陰本線馬橋川鉄橋下流端の線

### 内共第 2 号

次の基点第 6 号とアを結ぶ線から上流の斐伊川本流並びに支流

基点第 6 号 出雲市上島町地内に設置した標柱（出雲市斐川町阿宮字上阿宮地内赤川と斐伊川の合流の地点。）

ア 基点第 6 号から 349 度の線と対岸との交点

### 内共第 3 号

次の基点第 7 号とアを結ぶ線から上流の神戸川（来島貯水池を含む。）及びその支流並びに基点第 8 号とイを結ぶ線から上流の保知石川、ウエから上流の十間川

基点第 7 号 出雲市西園町向原 4304 番 9 北端に設置した標柱

基点第 8 号 保知石川における出雲市大島町と神門町との境界に設置した標柱

ア 基点第 7 号から 344 度の線と対岸との交点

イ 基点第 8 号から 141 度の線と対岸との交点

ウエ 出雲市知井宮町真幸ヶ丘地内もちだ橋上流端の線

#### 内共第 4 号

神西湖一円並びに次の基点第 8 号とアを結ぶ線から下流の保知石川、イウから下流の十間川、エオから上流の十間川、九景川、常楽寺川、姉谷川及び後谷川

基点第 8 号 保知石川における出雲市大島町と神門町との境界に設置した標柱

ア 基点第 8 号から 141 度の線と対岸との交点

イウ 出雲市知井宮町真幸ヶ丘地内もちだ橋下流端の線

エオ 出雲市湖陵町差海字北組下橋上流端の線

#### 内共第 5 号

次の基点第 9 号とアを結んだ線から上流基点第 10 号とエを結んだ線に至る江の川本流及び支流（ただし、イウ及びオカから上流の江の川支流を除く。）並びに邑智郡邑南町地内上田川、藤社川、青山谷川、黒瀬川及び長瀬川

基点第 9 号 江津市松川町太田地内に設置した標柱（旧江津町と旧松川村境界）

基点第 10 号 邑智郡邑南町地内両国橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第 11 号 江津市桜江町八戸地内八戸ダム右岸下流つけ根に設置した標柱

基点第 12 号 江津市桜江町八戸 1894 番地の三取水堰堤右岸下流つけ根に設置した標柱

ア 基点第 9 号から 111 度の線と対岸との交点に設置した標柱

イウ 基点第 11 号八戸ダム下流端の線

エ 広島県三次市作木町天津地内両国橋下流右岸つけ根

オカ 基点第 12 号取水堰堤下流端の線

#### 内共第 6 号

次のアイから上流の青尾貯水池並びに周布川本流及び支流

基点第 15 号 浜田市弥栄町門田地内中国電力株式会社青尾堰堤左岸上流つけ根に設置した標柱

アイ 基点第 15 号青尾堰堤上流端の線

#### 内共第 7 号

浜田市三隅町湊浦地内山陰本線三隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川本流及び支流

#### 内共第 8 号

次の基点第 16 号とアを結んだ線から上流の高津川本流及び支流

基点第 16 号 益田市中島町大塚西地内に設置した標柱

ア 基点第 16 号の対岸益田市高津七丁目 1 3 番地先に設置した標柱

#### 内共第 9 号

次の基点第 16 号とアを結んだ線から上流の高津川本流及び支流

基点第 16 号 益田市中島町大塚西地内に設置した標柱

ア 基点第 16 号の対岸益田市高津七丁目 1 3 番地先に設置した標柱